

平成 25 年港湾運送事業雇用実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の内容

(1) 対象港湾

イ 調査対象港湾

港湾労働法第 2 条第 1 項の規定に基づく港湾、すなわち東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港（6 大港）

ロ 調査対象事業所

イの対象港湾において、港湾労働法第 2 条第 2 号の規定に基づく港湾運送事業及び港湾運送関連事業を行うすべての事業所 約 1,000 所

東 京 港	横 浜 港	名 古 屋 港	大 阪 港	神 戸 港	関 門 港	合 計
144	318	128	194	165	84	1,033

ハ 対象労働者

ロの事業所に雇用される現業部門の常用労働者、港湾労働法第 2 条第 5 号の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣された労働者（以下、「派遣労働者」という。）及び日雇労働者

(2) 主な調査事項

イ 事業所の属性に関する事項

ロ 港湾運送事業量に関する事項

ハ 常用労働者の労働条件に関する事項

ニ 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項

ホ 荷役の波動性に関する事項

ヘ 教育訓練の実施に関する事項

(3) 調査対象期日及び実施期間

原則として平成 25 年 6 月 30 日現在の状況について、平成 25 年 7 月 1 日から同 7 月 31 日までの間に行う。

(4) 公表の時期

概要については、調査後一年以内に公表する。

(5) 調査の方法

原則として、調査員による実地他計の方法により実施
(調査機関の系統)

